

# 契約書(案)

- 1 業務名 愛媛県西条庁舎キュービクル修繕業務  
2 履行場所 愛媛県西条市喜多川796番地1 愛媛県西条庁舎  
3 履行期限 自 令和 年 月 日  
至 令和9年3月31日  
4 請負代金 ¥ \_\_\_\_\_  
(うち消費税及び地方消費税相当額 ¥ \_\_\_\_\_)  
5 契約保証金

上記の業務について、発注者 愛媛県東予地方局長\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(業務施工)

第1条 乙は、別紙仕様書及び設計書に基づき施工すること。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、この業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(業務遂行上の責任者)

第4条 乙は、業務の実施に関して、甲と連絡調整を行う責任者を定め、甲に通知するものとする。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、修繕前、修繕中及び修繕後の写真を撮影し、事業が完成したときは、書面及び写真をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項に定める通知を受けた日から起算して10日以内に完成検査を行うものとする。

3 目的物の引渡しの日は、前項に定める完成検査に合格した日とする。

(修補又は交換等)

第6条 乙は、完成した業務の全部又は一部が前条第2項の検査に合格しないときは、修補又は交換により、速やかに対応しなければならない。

2 前項の規定により修補又は交換による業務が完了したときは、直ちに、書面を甲に提出しなければならない。

(代金の支払)

第7条 甲は、代金を第5条第2項に定める完成検査合格後、適正な支払請求書を受理した日から起算して、30日以内に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第8条 乙は、甲が、その責めに帰すべき理由により、前条に規定する期間内に代金を支払わなかった場合は、甲に対し、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その額が100円未満であるときはその全額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数の金額を切り捨てるものとする。

(事情変更)

第9条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、引き渡された目的物が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(期限の延長)

第11条 乙は、その責めに帰することができない事由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。

(履行遅延の場合における損害金)

第12条 乙の責めに帰する事由により履行期間を延長した場合には、甲は、修繕代金額から既成部分に対する修繕代金相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、年3%の利息を徴収することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定め

てその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。

(4) 第15条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(違約金)

第14条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が業務の実施に当たり、故意又は過失によって建物、機械器具等（第三者の所有に属する者を含む。）を破損若しくは亡失し、それによって甲が損害を受けたときは、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(服務)

第17条 この契約により乙の作業員が履行場所内において行う事業実施上の行為は、すべて乙の責めとし、事業実施上の事故の場合もすべて乙の責任において措置するものとする。

(秘密の保持)

第18条 乙は、業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第19条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の遵守)

第20条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定された全ての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(契約外の事項)

第21条 本書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

愛媛県西条市喜多川796番地1

甲 愛媛県東予地方局長

乙